

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体(法人名等)

名 称:	社会福祉法人ポプラ福祉会 城岳こども園	種 別:	幼保連携認定認定こども園			
代表者氏名:	崎濱 盛喜	定員(利用人数)	90(70)名			
施設長氏名:	岡沢 桂子	(利用室数):	(3)室			
所 在 地:	〒 900-0023 沖縄県那覇市楚辺2-1-1		電話番号: 098-894-3955			
開設年月日	平成30年4月1日		ホームページ: http://www.iyougakukodomoen.com/			
職員数	常勤:(13)名、 非常勤:(9)名、 計:(22)名					
専門職員の人数	保育教諭	(9)名	保育士 ()名			
	栄養士	(2)名	看護師 (1)名			
	調理師	(1)名	()名			
職員の状況に関する事項						
	園長	事務長	主幹保育教諭	保育教諭	保育補助	看護師
常勤	1 名	1 名	1 名	8 名	名	名
非常勤	名	名	名	2 名	3 名	1 名
	調理員・栄養士	事務員	嘱託医	薬剤師	用務員	計
常勤	2 名	1 名	名	名	名	14 名
非常勤	2 名	名	(2) 名	名	2 名	10 名
施設・設備の概要		遊戯室 保育室(3) 事務所(1)				

③ 理念・基本方針

理念：活動を通して生きる力の基礎を引き出し、心に寄り添って育てる。
 方針：子ども一人一人の人格を尊重し、最善の利益を第一に考え、教育保育を行う。
 子どもの笑顔あふれる教育保育を目指し、安心安全な場所を提供する。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

・尿検査、内科検診、歯科検診それぞれ年2回実施している。朝のラジオ体操、園庭をジョギング、クラスリレーで毎日健康な体づくりに努めている。
 ・保育要領に基づき、保育士が実践する子どもの心身の健康観察、生活習慣指導、健康促進活動、緊急時の対応等、安全な環境で生活できるよう、健康管理に努めている。

【食事】

・自園調理で、美味しくあったかい、安心安全な食の提供を行っている。園舎裏の畑では、一年を通して子どもたちが様々な野菜を育てており、採れた野菜を調理してもらったり、子どもたち自身がクッキングを行い、食育に繋げている。
 ・アレルギー児にも柔軟な対応で、代替食の提供を行い、食の楽しさを味わえるよう努めている。

【地域との交流及び特色】

地域の保育園やこども園と一年を通して交流をもっている。地域の自治会に夏休みはラジオ体操の場所として園庭の開放し、地域に開かれた場所となっている。また、小学校に隣接しているこども園という強みを生かし、小学校と普段から連携を取り、一緒に行事を計画したり、情報共有しながらスムーズな就学が出来るよう取り組んでいる。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和7年5月27日～28日
	評価結果確定日	令和7年8月19日
受審回数 前回の受審年度	3回目 (令和 3 年度)	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開として園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

常に快適な状態を維持し、園児が利用しやすい環境を整えている。入園前の面談や進級時の引き継ぎにおいて、園児の個性や状況を把握している。園児の思いを受け止め、気持ちを表現できるよう配慮し、状況に応じた言葉がけを工夫している。園児の発達段階に応じ、基本的生活習慣の年間計画を立て、一人ひとりに合わせた援助を行い、園児の「自分でやろう」とする気持ちを尊重している。家庭と連携しつつ、自立を促している。指導計画に基づき、季節や場所に応じた多様なコーナー遊びの環境を整備し、自然体験や遊具等を通じて自主的な活動を促している。異年齢交流を通じた遊びも重視し、強制せず、園児の主体性を尊重している。運動遊びやチャレンジカードを活用し、友だちと協同して身体を動かす活動を援助している。

2. 園長は、管理者のリーダーシップを発揮し、職員一人ひとりが、園児や保護者と信頼関係を築き、教育保育の質の向上に向けての取組を工夫している。

園長の職務・役割、能力、姿勢を明確化し、研修を通じて職員に周知・共有している。また、教育・保育の質の向上に関する取り組みとして、毎年保護者アンケートと職員自己評価を実施し、その結果に基づき具体的な改善計画を策定している。毎週の会議や月1回の園内研修では、職員間で活発な意見交換が行われている。園長は「チーム城岳」を掲げ、職員を信頼し、園運営を任せている。さらに、修繕依頼への迅速な対応や、毎年実施される職員同士の教育保育参観など、教育・研修の充実を図ることで、質の向上に継続的に取り組んでいる。

3. 園児の健康管理を適切に行い、園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供し、食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

保健計画に基づき看護師を配置し、園児の健康管理を適切に行っている。入園前後や送迎時には保護者から必要な情報を常に入手し、連携のもと個別の健康カードを作成している。園児の体調が悪化した場合や怪我の際には、マニュアルに沿って速やかに保護者へ連絡し、朝礼や週案会議などを通じて、園児の健康情報を職員間で適切に共有している。また、保健だよりを通じて、保護者に健康に関する方針や取り組みを伝えている。栄養士を配置し、「食育」を柱とした指導計画を策定し、園児の発達段階に合わせた適切な食事の援助を行っている。週1回の給食会議では調理の工夫を検討し、野菜の栽培・収穫体験を通して、園児の食への興味を引き出している。友だちや保育教諭と共に和やかな雰囲気の中で食事を摂り、苦手な献立は無理強いせず、園児自身が食べる量を選べるよう配慮している。強化磁器の食器を使用し、温かい食事を楽めよう努めている。看護師や栄養士等の専門職員と保育教諭などが連携し、健康管理や食事において、より質の高い保育を提供している。

◇改善を求められる点

1. 人権擁護のセルフチェック後の効果的な活用が望まれる。

園児の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っているが、セルフチェックを行った後の疑問点の解消や改善点の共有を全体で定期的に行うなど、組織的な対応が望まれる。

2. 施設における不適切な関わりの防止において、対応マニュアルを整備し、不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化することが望まれる。

保護者による不適切な養育についての対応マニュアルを整備しているが、職員に対しては、不適切な関わり防止のマニュアルを整備し職員へ周知するとともに、法人として職員の不適切な関わりがあった場合の対応方法(罰則規程等)について明文化が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

城岳こども園は、平成30年に公立幼稚園から那覇市より、公私連携こども園として指定を受け、今年度7年目を迎えました。第三者評価の受審を移行後、5年の間に2回、6年目以降は10年以内に2回、継続して受けることが義務付けされています。今回は、初めて利用する機関でしたが、3回目の受審ということもあり、気持ち的に余裕を持って受けましたが、結果は今までより、厳しい評価となりました。しかし、自分たちで見えていなかったことが見え、マニュアルを整備するだけでなく、全職員が理解し、活用できることが重要であるということに再認識しました。福祉サービス業も、目まぐるしい速さで、質の向上が求められていると実感しました。ポジティブに捉えて見直していきたいと思います。また、今回4～7月の短期間かつ新年度という、時期的に忙しい中での受審でしたが、入社したばかりの職員も交えながら、教育保育や園経営について共通理解したり、調査項目を書き込んだり、入園したばかりにも関わらず沢山の保護者様からの保護者アンケートを回答していただき、新年度ならではのご意見・ご感想もたくさん頂く事ができました。短期間での第三者評価の受審は、大変でしたが、全職員で取り組む中、チーム城岳の絆を深める事ができ、多くの発見が質の向上につながっていくと思います。より良い教育・保育の提供ができるよう、職員一人一人がアップデートし、子どもたちに還元できるようこれからも学び続けていこうと、職員の目標が一つになりました。

福祉サービスを提供する全ての施設が第三者評価受審を義務化されることで、施設の透明性、職員の意識や質の向上、保護者や利用者との連携強化に繋がり、安心して利用する事ができるのではないかと考えます。

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目			評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		■取組状況 園の理念「活動を通して生きる力の基礎を引き出し、心に寄り添って育てる」と、基本方針「こども一人ひとりの人格を尊重し、最善の利益を第一に考え、教育保育を行う。こどもの笑顔あふれる教育保育を目指し、安心安全な場所を提供する」は、教育・保育計画、園要覧、ホームページで公開されている。これらは園内に掲示され、職員研修、全体的な計画に反映され、職員に浸透している。また、入園説明会や園だよりを通じ、保護者へ定期的に情報提供されている。	

項 目			評価結果
I-2 経営状況の把握			
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○	2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○	3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	○	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント		■取組状況 全国こども園協会と日本保育協会に加盟し、社会福祉事業の動向を把握している。また、2025(令和7)～2029(令和11)年度那覇市子ども子育て支援事業計画(第3期)や各種園長会への参加を通じて、地域の計画や動向も把握している。地域は高齢化が進むものの、子育て世代の回帰も期待されており、園は地域の3歳児受け入れニーズを捉え、園児増加に繋げている。経営状況は毎月の税理士事務所との連携による月次報告で分析されている。 ■改善課題 教育・保育コストや利用者数・利用率の過去数年間のデータ分析を通じた、さらなる経営状況の把握・分析に期待したい。	
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		■取組状況 毎年、改善計画を策定し、理事会と職員全体で共有し実行している。3歳児の定員を15人から20人に増やし、理事会の承認を得てシステムの導入補助金が決定した。また、令和6年度に遊戯室のクレーン設置が完了し、全室クレーン完備となった。見守りカメラ設置も進行中である。調理室整備により給食の自園調理を開始し、他園への給食提供で経営改善を図っている。栽培活動で収穫物を食材に活用している。物価高騰で職員給食費は増額したが、園長を中心に節水・節電に取り組んでいる。職員はトイレトペーパーの適正使用を園児に促すなど、主体的な活動も見られる。	

項 目					評価 結果
I-3 事業計画の策定					
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。					
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。			a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。			
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。			
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。		
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
	○	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。		
コメント		■取組状況 中長期5ヵ年計画(2025～2029年度)を策定し、会議や園内研修等で職員に配布し周知している。中長期5ヵ年計画は、理念の実現に向けた目標を明確にし、園児数や設備、人材や環境、安全対策や地域貢献等、遊びや生活の中で主体的に学べる環境づくりに向けて具体的な内容になっている。定員は人数を明記し、砂場の砂補充等の年間頻度等を具体的に記載し、老朽化に伴う修繕や遊具の充実・安全点検、地域安全マップ作製等、具体的に記載して実施状況の評価を行える内容となっている。中・長期計画は3月に評価し、次年度に向けて見直している。			
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。			b
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。			
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。			
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。		
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
コメント		■取組状況 教育保育計画を毎年那覇市へ提出し、各種計画をウェブサイトで公開している。特に、中長期5ヵ年計画(2025～2029年度)の内容は単年度の改善計画書に適切に反映されており、単年度計画も評価可能な具体的な内容となっている。 ■改善課題 細目4・5において職員の30%が「わからない、判断できない」、10%が「十分ではない」と回答しており、計画策定への全職員の議論参加と理解深化が必要である。今後は、前年度評価に基づく改善課題を確実に計画へ反映し、単年度で解決困難な内容は中長期計画へ位置づけること、そして各計画間の整合性を高めることが望まれる。			

項 目			評価 結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	○	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	○	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		■取組状況 「事業計画に関する手順書」を作成し、計画の評価と次年度案への反映を毎年行っている。職員からの要望も次年度案に反映され、理事会承認後の計画は全職員に周知し、ホームページで公開するなど、組織的な取り組みと情報公開への意識が高かった。また、職員からの伺い書による迅速な備品・環境整備に対応している。 ■改善課題 今年4月に作成された「事業計画に関する手順書」には、各手順の具体的な時期の追記と、教育保育計画を含めた全体的な見直しが望まれる。	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		■取組状況 事業計画の主な内容として、行事計画や避難訓練、会議や職員研修等も含めた年間事業計画予定表を作成し、入園式や年度初めの保護者会等で配布して説明(配慮が必要な保護者に対してはゆくり説明)している。年間事業計画予定表は園内に掲示するとともにホームページで公開している。保護者には参加を促す観点から必要時には園だより等をシステムを活用し周知している。	

項 目			評価 結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断 基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	○	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	○	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	○	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		■取組状況 学校評価実施要項を作成し、学校関係者評価委員会と事務局を設置し、体制を整備している。学校評価実施計画を作成し、教育保育に関する保護者アンケートと職員による組織の自己評価、学校関係者評価を毎年、実施している。PDCAサイクルに基づき、評価結果は事務局を中心に全職員で分析・検討して改善計画を作成し、改善に向けて取り組んでいる。クーラーの買い替え等、保護者からの苦情・相談等に迅速に対応している。第三者評価を定期的に受審し、今回が3回目の受審である。	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断 基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取組むべき課題を明確にしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	○	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	○	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	○	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	○	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 評価結果に基づいた改善方針・策を文書化し、職員と共有している。園長らが改善計画を策定し、内容の具体化、優先順位付け、担当者・期限の明記により計画的に実行している。園庭整備や3歳児受け入れ、自園調理による給食提供と経営改善を実施済みで、見守りカメラ設置も進行中である。改善計画は毎年見直している。 ■改善課題 学校評価において改善方針・改善策が文書化されているが、改善計画に反映させられるような具体的な内容となることが望まれる。今回の第三者評価受審に向けた職員の自己評価において、「わからない、判断できない」と回答した職員が25%おり、職員間での更なる課題の共有に期待したい。	

項 目					評価 結果
Ⅱ 組織の運営管理					
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ					
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。					
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。			a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。			
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。			
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。		
	○	2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。		
	○	3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
	○	4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
コメント		■取組状況 人材スキルに園長の職務・役割と求められる業務及び能力と姿勢を明記し、研修等で職員に配布・説明している。園長は園だよりを毎月発行し、保護者総会資料に挨拶を掲載している。毎年、職員園務分掌表を作成して研修時に説明して周知している。平常時のみならず、有事における園長不在時の権限委任については、危機管理マニュアルに指揮権順位を明確にしている。			
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。			a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。			
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。			
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。		
	○	2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
	○	3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
	○	4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
コメント		■取組状況 園長は、遵守すべき法令等を理解し、経理規程に基づいて利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。フロン排出規制法等も含めて「遵守すべき法令一覧表」を作成し、職員に周知している。法令遵守の観点で那覇市認定こども園園長会や法人の園長会のマネジメントやSDGs研修等を受講し、園内研修時に職員に報告しており、共通理解のもと日々の教育保育に取り組んでいる。 ■改善課題 担当者や公益通報窓口を明記した法令順守規程の作成、及び改正児童福祉法の研修受講後は、職員への周知徹底に期待したい。			

項 目				評価 結果	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。					
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。			a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。			
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。			
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。		
	○	2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。		
	○	3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
	○	4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。		
	○	5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。		
コメント		■取組状況 毎年保護者アンケートと職員自己評価を実施し、その結果から具体的な改善計画を策定している。毎週月曜日の朝礼と金曜日のキッチン会議（給食会議）・週日案会議や月1回の園内研修を通じて、職員は意見を交わし、園長は職員を信頼し、「チーム城岳」を掲げ全職員で園運営に取り組んでいる。修繕依頼にも迅速に対応し、毎年職員同士の教育保育参観を実施するなど、教育・研修の充実を図ることで、質の向上に継続的に取り組んでいる。			
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。			a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。			
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。			
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。		
	○	2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
	○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
	○	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		
コメント		■取組状況 園長は、経営改善・業務実効性向上のため、人事、労務、財務等について月次報告に基づき分析している。保育補助3名配置し、クラス担任3名体制を実施、栄養士2名、用務員2名、非常勤看護師配置により職員が働きやすい環境を整備している。昨年度からシステムを導入し、職員間でSNSを活用して業務実効性を高める取り組みを行っている。毎週月曜日の朝礼等の各種会議を実施し、必要に応じて臨時リーダー会議を開催し、自ら活動に積極的に参画し指導力を発揮している。英語、体操、リミックスの外部講師を活用している。			

項 目					評価 結果		
Ⅱ-2 人材の確保・育成							
Ⅱ-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。							
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。				a	
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。					
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。					
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。					
	n	わからない、判断できない。					
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。				
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。				
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。				
	○	4	法人（認定こども園）として、効果的な人材確保（採用活動等）を実施している。				
コメント		■取組状況 「期待する職員像」を明確化し、事業計画や「職制階層」表に方針を記載済みである。専門職の配置や人員体制に関する計画は、事業計画の概要に明記されている。計画に基づき人材を確保し、資格手当や祝い金で資格取得を奨励、支援員の育成も行い、法人内での交流研修も実施している。ハローワーク、ホームページでの募集に加え、施設間での紹介や職員紹介制度も活用し、毎年実習生も受け入れている ■改善課題 「保育士等キャリアアップの仕組み導入後の職制階層」表や事業計画等への人材の確保と育成に関する基本的な考え方や方針の追記を期待したい。					
15	②	総合的な人事管理が行われている。				b	
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。					
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。					
	c	総合的な人事管理を実施していない。					
	n	わからない、判断できない。					
着眼点	○	1	法人（認定こども園）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。				
	○	2	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。				
		3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。				
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。				
		5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。				
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。				
コメント		■取組状況 「期待する職員像」を明確化し、採用・配置・異動・昇格に関する基準を就業規則等で定めている。キャリアアップ研修の受講義務化や給与体系・福利厚生の実施を図ることで、職員が将来の姿を描けるような仕組みづくりを進めている。また、法人理事会や園長会で処遇の妥当性を比較分析し、園長が個人面談で職員の意向を把握する取り組みも行っている。 ■改善課題 2019年に人事評価基準が作成され、育成面接シートで目標設定面接と振り返り面接の実施が定められているので、人事評価基準に基づいた職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の評価の実施、及び職員の意向・意見や評価・分析に基づく改善策の検討が望まれる。					

項 目			評価 結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント		■取組状況 労務管理の責任体制を明確にし、タイムカード等で職員の就業状況を把握している。有給休暇の取得推奨や健康診断・予防接種補助で職員の健康維持に努めている。園長等による個別面談で意向を把握し、退職金制度、福利厚生、企業型保育所優先利用などで福利厚生を充実させている。ワーク・ライフ・バランスへの配慮として、短時間勤務対応や研修時間の工夫を実施。人員増強や駐車場の確保など、人材確保と働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	

項 目			評価 結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断 基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	○	2 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	○	3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	○	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	○	5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント		■取組状況 「期待する職員像」を明確にし、学校評価における職員自己評価を職員一人ひとりの育成に向けた目標管理の仕組みとして活用している。職員の自己評価実施に向けて12月頃に園長が個人面談を実施して、今年度の目標達成度と次年度の要望や意向を確認している。職員は2月に自己評価を行い、今年度の反省と次年度の目標を記載して園長と面談し、園長がアドバイスして記載している。 ■改善課題 職員は次年度の目標を設定して園長と年2回、面談しているが、目標水準と目標期限を明確にした目標項目の設定が望まれる。	
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断 基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○	2 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○	5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 「期待する職員像」を明確にし、保育教育計画で必要な専門技術や資格を明示している。園内研修は月1回、全職員参加で実施され、外部研修報告や情報共有も行われ、職員の意見表明の場ともなっている。また、研修計画は毎年評価・見直しされている。 ■改善課題 園内研修年間計画は作成されているが、研修計画として教育・研修に関する基本方針、及び職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示した「人材スキル」、研修内容(カリキュラム)、外部研修の追記が望まれる。	

項 目				評価 結果
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。		
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。		
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント		■取組状況 職員個々の専門資格取得状況を採用時や研修修了時に把握している。新任職員にはOJTを実施し、園長らが指導にあたっている。園長、事務長、各職種が階層別・職種別・テーマ別の多様な研修を受講しており、特に保育教諭はキャリアアップ研修を必須としている。外部研修情報は朝礼で共有され、参加を促している。保育補助職員には関連資格取得を推奨している。職員が研修に参加できるよう、シフト調整、直行・直帰の許可、参加費の園負担など、積極的に配慮している。		
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。				
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。		
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。		
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○	3	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○	4	指導者に対する研修を実施している。	
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント		■取組状況 「教育保育実習生受け入れ規定」により基本姿勢を明文化し、マニュアルとして整備している。専門職の特性に配慮し、学校側との協議に基づき全クラス経験や責任実習を考慮した柔軟なプログラムを策定している。指導者に対しては、毎日の振り返りや職員会議での指導内容確認を通じて研修を実施している。実習生とは学校側と連携し、プログラムを整備。実習期間中の継続的な連携のため、日々の振り返りを実施しており、守秘義務に関する誓約書の提出も求めている。 ■改善課題 規定の中に、受け入れ窓口(主幹)、子ども・保護者・職員への事前説明、実習生へのオリエンテーションについての記載の追記が望まれる。		

項 目			評価 結果
Ⅱ-3 運営の透明性の確保			
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	○	2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	○	3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	○	4 法人（認定こども園）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（認定こども園）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	○	5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント		■取組状況 ホームページに理念・教育保育方針・保育の内容・事業計画・事業報告・予算・決算情報が公開されている。第三者評価も過去2回受審しその内容も公開され、苦情相談の体制・内容・改善の状況については、開園時からすべて開示され、前年度は内容と対応内容まで公開している。地域新聞に3か月に1回掲載して活動内容や存在意義を地域に知らせている。園の近くの掲示板（楚辺中央自治会）にも掲示している。園児募集のチラシを近隣世帯に配布するなど、積極的な広報活動も行っている。	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○	3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	○	4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		■取組状況 事務規程・経理規程や職務分掌、就業規則などが整備され、いつでも手に取れるように事務所の棚の上に配置されている。毎年法人監査を受けている。税理士による月次で調整し、中間と年度末に2回アドバイスをもらっている。地域保育の5歳児枠拡大により園児が半減したが、3歳児の受け入れを実施したことで園児数は回復し経営改善が実現している。	

項 目			評価 結果
Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献			
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	園児と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断 基準	a	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○	3 園児の個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○	4 認定こども園や園児への理解を得るために、地域の人々と園児との交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○	5 個々の園児・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント		■取組状況 運営規程に「地域に開かれたこども園」との基本姿勢を明記し、地域社会との関わりを重視している。送迎通路での情報提供を通じ、地域の社会資源に関する情報共有を行っている。園児の個別状況に配慮しつつ、保護者協力のもと地域の子ども会行事や夏祭り、ラジオ体操への参加を促し、職員・ボランティアが支援体制を整えている。また、毎週ゲーム指導ボランティアを招くなど、地域住民との交流機会を定期的に創出している。保護者のニーズに応じ、広報誌「誰でも通園制度」の紹介等、地域の社会資源活用を積極的に推奨している。	
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断 基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
		2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	○	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	○	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	○	5 学校教育への協力を行っている。	
コメント		■取組状況 ボランティア受け入れに関する基本姿勢をマニュアルで明文化し、登録手続きや事故防止、守秘義務について定めている。地域の学校教育への協力として、小学校との接続支援や交流活動を推進している。ボランティアに対しては、絵本読み聞かせボランティアや小学校との交流活動を受け入れ、子どもとの交流を促している。 ■改善課題 ボランティア受け入れマニュアルに職場見学、体験、インターンシップなどの学校教育への協力の基本姿勢の追記、及び子どもや保護者への事前説明、職員への事前説明の項目が追記されることが望まれる	

項 目			評価 結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の園児・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	／	5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、園児・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児への対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント		■取組状況 社会的資源のリストは、キャリアパスという様々な職員共有資料の中に綴られている。虐待の際の関係機関への連絡図については職員室に掲示されている。対応事案があった際(通報等)には朝礼などで即座に周知し子育て応援課や児童相談所と連携を図って対応している。内容によっては児童デイや療育センターへつなぐこともある。小学校と毎年会議を行っており、地域で対応が必要な案件が出た際には連携して対応している。小学校の校長・教頭とは年に3回は会議を持ち状況の共有を行っている。近隣の古波蔵児童館や地域のこども園との定期的な連絡を取り合い連携している。	

項 目				評価 結果	
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。					
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。			b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。			
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。			
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。		
	○	2	(認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。		
	○	3	(認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。		
コメント		■取組状況 学校評議委員会で定期的に地域のニーズを聞き取り、地域の高齢化が進んでいることを把握している。子育て世帯は大幅に減っているわけではないため、地域の3歳児の通園ニーズがあると考え3歳児の受け入れを開始している。週3回の子育て応援DAYを設け、週に1回の相談日を受け付けるなど地域の相談に応じる体制は整っている。園庭を夏休みの早朝のラジオ体操に提供し、日曜日も開放しており、その際職員が口頭での育児相談を受けることもある。津波警報が出た際に地域の住民を受け入れ、今後避難所として高齢世帯に対する必要性を把握した。 ■改善課題 地域ニーズの把握については、民生委員との定期的な連絡をはじめ、自治会や地域イベントなども活用して積極的な情報収集を行っていく事が望まれる。			
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。			a
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。			
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。			
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着眼点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。		
	○	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。		
	○	3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。		
	○	4	認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。		
	○	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。		
コメント		■取組状況 高台に位置するため小学校と共に地域避難所として津波警報が発令された際に、近隣保育所、住民を受け入れた実績を持ち、お茶などを提供している。地域のこども園から園児も受け入れ、場所の確保と給食も提供している。避難場所であることは保護者にも重要事項説明で周知している。地域の住民(卒園児)が組踊の披露の場所を探しており、園として場所の提供を行うことを決定し、保護者や地域住民にも周知をし開催している。 ■改善計画 中長期計画にある地域の親子への給食体験など、今後、城岳こども園の有する環境と専門性(保育、教育、食育、保健など)を地域の活動に還元する場を園内外で実施することを期待したい。			

項 目			評価 結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	園児を尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 理念や基本方針に、園児を尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	2 園児を尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	○	3 園児を尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。	
	○	4 園児の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
	○	5 園児の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
	○	6 (認定こども園)園児が互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。	
	○	7 (認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。	
	○	8 (認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。	
コメント		■取組状況 法人保育理念と園の教育・保育方針において、子ども一人ひとりの人権を尊重し、権利擁護と虐待防止の具体的な規定を定め、人権尊重を重視した保育を実践している。職員へは、「保育教諭マニュアル」を通じて園児を「～さん」と呼ぶなどの具体的な実践を促し、人権に配慮した関わりを徹底している。また、全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いた年2回の自己評価と研修動画視聴を通じ、職員の人権意識向上に努めている。 園内には子どもを尊重した言葉がけの例を掲示し、意識向上を図っている。保育では、支援会議での具体的な声かけ指導に加え、製作物の色や行事の役割選りも男女の固定観念にとらわれず自由に選択できるよう配慮。園児同士の「ふわふわ言葉、ちくちく言葉」活動も実施し、保護者にも周知している。七五三などの行事では、文化や宗教に配慮し、事前に保護者の意向を確認している。 ■改善課題 セルフチェックを行った後の疑問点の解消や改善点の共有を全体で定期的に行うなど、組織的な対応が望まれる。	

項 目				評価 結果
29	②	園児のプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。		a
判断基準	a	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。		
	b	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。		
	c	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	園児のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○	2	規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○	3	一人ひとりの園児にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、園児のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○	4	園児や保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント		■取組状況 「プライバシー保護規定」に基づき、子どものプライバシー保護に注力している。保育教諭マニュアルには具体的な手順が示され、職員間で共通理解を図っている。日々の朝礼で対応を共有し、不適切な事案には主任・園長が迅速に対応。着替え時の目隠しコーナー設置や着衣での内科検診、トイレでのノック推奨など、具体的な実践を行っている。年2回の「人権擁護のためのセルフチェックシート」と動画学習で職員の意識向上を促し、日常業務に反映させている。保護者へはプール授業時のプライバシーゾーン保護のためのタオル持参を依頼するなど、取り組みを発信し、子どもには絵本や声かけに加え、外部専門家による指導も実施している。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。				
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。		a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。		
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。		
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○	4	見学等の希望に対応している。	
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント		■取組状況 教育保育理念、方針、保育内容を明記した要覧を作成し、要覧を古波蔵児童館に配布し、ウェブサイトやチラシでも理念・方針・内容を分かりやすく公開している。見学者には要覧を使い個別説明を行い、要覧は毎年見直ししている。		

項 目			評価 結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		■取組状況 保育の開始時は重要事項説明にて説明し、同意書もらっているが、毎年、変更がなくても共通理解のために重要事項説明については配布をして同意書もらいなおしている。写真や実物を用いて持ち物などを説明するなど理解しやすい工夫を行っている、特に配慮を必要とする保護者に関しては、何度も声をかけて確認や質問がしやすいようにして、再度説明するなど個別対応を行っている。 ■改善課題 特に配慮を必要とするケースについては、対応しているが、担当職員が行っている説明手順の文章化が望まれる。	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
	○	3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		■取組状況 重要説明説明書に認定の変更があった場合は担当に連絡する旨明示されている。転園の場合は要録を転園先に送付し、クラス担任から申し送りを行う場合もあり、保護者の同意は口頭で得ている。退園後の相談の受付窓口を設け、相談しやすいよう連絡先を明記したお手紙を同封して該当園児の保護者に渡している。 ■改善課題 こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性や保護者の同意を得る等に配慮した手順の作成が望まれる。	

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断 基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1	(認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
	○	2	保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○	3	保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
	○	4	職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
	○	5	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○	6	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント		■取組状況 毎日、帰りの会等で振り返りを行い、園児の満足度を把握し、週案・日案に活かしている。年1回の学校評価や行事ごとのアンケートを実施している。保護者との面談は年3回行われている。保護者会への出席: 園長、主幹・副主幹、事務が保護者会に出席している。把握した結果を次年度の行事に活かすため、PDCAサイクルを実施している。保護者会でのニーズを受け、保護者参加型行事として「ハロウィン仮装コンテスト」を企画・実施した	

項 目				評価 結果	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。					
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。			a
判 断 基 準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。			
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。			
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着 眼 点	○	1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。		
	○	2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。		
	○	3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。		
	○	4	苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。		
	○	5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。		
	○	6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。		
	○	7	苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。		
コメント		■取組状況 「苦情処理規定」で明確な手順や様式が定められており、第三者委員や外部機関の苦情窓口については重要事項説明書にも明記し施設入口にも掲示されている。また、意見箱を設置し投稿しやすいようメモ用紙と筆記用具も配置している。苦情内容は受付から対応完了まで手順に沿って記録を作成し保管している。意見箱に入っていた廊下が暗く感じるという意見については、人感センサーを取り付け対応した旨を記載し保管している。作業中に近隣から口頭で寄せられた要望についても記録を残し対応している。苦情・意見については件数だけではなく内容もホームページに前年度分までを公開している。 ■改善課題 意見箱については情報の保護のため施錠が望ましく、開封の頻度や、複数での開封対応など手順を規程に追記することを期待したい。			
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。			a
判 断 基 準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。			
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。			
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。			
	n	わからない、判断できない。			
着 眼 点	○	1	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。		
	○	2	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。		
	○	3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。		
コメント		■取組状況 意見の受付については苦情処理規定と一体として管理されている。重要事項説明書に苦情解決と並列してご意見箱の活用を促す等複数の方法を選べる旨記載しており、園だよりにご意見があればいつでも受け付けている旨の文言も記載されている。相談の時は、周りから見えたり内容が聞かれることのない会議室で聞き取るなどの配慮を行っている。 ■改善課題 第三者評価の保護者アンケートの「苦情解決の仕組みについてわかりやすく伝えてくれましたか」という質問について67%と低く「しらなかった」という意見もあるため、SNSを使った定期配信なども活用して、保護者に繰り返し効果的に周知していくことを期待したい。			

項 目			評価 結果
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断 基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		■取組状況 今回の職員の自己評価では、職員の90%が保護者の相談に配慮し傾聴に努めており、保護者アンケートでも86%が信頼関係を認めている。意見箱設置、年1回のアンケート等で積極的に意見を把握している。「苦情解決規程」を整備し、記録・報告・対応策を定めている。苦情は受付書で管理している。虫刺され予防については、虫よけスプレーの使用促し等、保護者の要望に迅速に対応している。意見に基づき、教育・保育の質向上に取り組んでいる。「苦情解決規程」は毎年見直している。	

項 目			評価 結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、園児の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、園児の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、園児の安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	園児の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○	4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント		■取組状況 園長を危機管理責任者とし、不在時の体制も整備している。事故予防・対応に関する危機管理マニュアルを多岐にわたり整備し、フローチャート作成や周知徹底を図っている。健康管理マニュアルも策定し、怪我や事故の予防・対応、心構え、事後処理まで定めている。日々の取り組みとして、ヒヤリハット記録や職員会議での情報共有を通じた事故防止に努めている。軽微な事故も迅速に改善策を検討し、事故報告書を全職員で共有している。外部事故事例の周知や、嚙下事故に対する具体的な対策も実施済みである。熱中症対策や救急救命講習も定期的に行っている。安全確保については、毎月全職員による園庭・室内点検を交代制で実施し、改善点を速やかに対応している。さらに、健康・危機管理マニュアルも今年度見直しを行うなど、継続的な改善を図っている。	

項 目				評価 結果
38	②	感染症の予防や発生時における園児の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。		
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。		
	c	感染症の予防策が講じられていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○	3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4	感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○	6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント		■取組状況 園長が感染症対策の責任者であり、看護師がマニュアル管理を担っている。感染症対応マニュアルを整備し、職員に周知・閲覧可能としている。看護師が職員へ感染症情報や注意事項を周知し、新規職員には、マニュアルを活用し子どもの病気・感染症等に理解を深めるよう周知している。手洗いや換気等、適切な予防策を講じている。発生時は、保護者へ迅速に情報提供し、マニュアル通り対応している。マニュアルは半年ごとに見直し・改定している。発生時には、ホワイトボードやシステムで保護者へ適切に情報提供している。 ■改善課題 感染症の責任体制については、マニュアルの冒頭に記載することに期待したい		
39	③	災害時における園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。		b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。		
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。		
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	災害時の対応体制が決められている。	
		2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○	3	園児、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント		■取組状況 危機管理マニュアルで災害時の指揮順位と対応体制を明確にしている。園は高台の指定避難場所、津波警報時には周辺園児や高齢者を受け入れている。緊急連絡カードとシステムで園児・保護者の安否確認方法を確立している。1週間分の食糧備蓄リストを作成し、栄養士が管理している。防災計画に基づき、小学校との合同訓練を含む毎月の避難訓練を実施し、地域関係機関とも連携している。 ■改善課題 業務継続計画の計画的な策定が望まれる。		

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、園児の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント		■取組状況 保育教諭マニュアルをはじめ、多数のマニュアルで標準的な実施方法が文書化されている。各種マニュアルや計画に、園児の尊重、プライバシー保護、権利擁護の姿勢が明示されている。週日案会議や園内研修を通じ、個別の指導で職員への周知徹底を図っている。週日案会議や園内研修で実施状況の確認と修正が行われている。雷注意報時の外遊び対応のように、状況に応じた柔軟な判断で画一性を回避している。	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント		■取組状況 各種マニュアルは年1～2回、教育保育計画は年1回、週日案・月案は毎週・毎月、組織的に見直し時期と方法を定めている。上記の通り、マニュアルや計画は定期的に検証・見直しされている。指導計画の内容は、検証・見直し結果に基づき反映されている。保護者アンケートや職員自己評価、行事ごとの意見を計画や見直しに反映させている。	

項 目			評価 結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断 基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1 指導計画作成の責任者を設置している。	
	○	2 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○	3 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○	4 (認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	
	○	5 (認定こども園) 園児と保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
	○	6 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○	7 (認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
	○	8 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
	○	9 (認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
コメント		■取組状況 指導計画の責任者は園長である。入園時面談や個人面談で、園児の生活習慣や家庭状況等を把握し、課題や保護者の思いを聞いている。入園・個人面談後に職員間でアセスメントに関する協議を行っている。年間・月間指導計画、個別指導計画等が全体計画に基づき策定されている。保護者の意向(アレルギー対応等)が個別の指導計画に明記されている。支援計画は、関係職員や保護者の合議と同意に基づき作成されている。各種計画や行事計画は、反省・評価欄を設け、園長決済で実施評価を行っている。	
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断 基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼 点	○	1 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○	2 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○	3 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○	4 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、園児・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○	5 (認定こども園) 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
コメント		■取組状況 指導計画の作成手順書で全体・長期・短期計画の見直し時期や方法が定められ、週・月次で会議を行い振り返っている。変更された指導計画内容は、朱書きで関係職員に周知されている。緊 園外行事では天候に応じた計画を準備し、熱中症アラート時は室内遊びに切り替える準備をしている。週案会議や職員会議で指導計画を評価・見直し、課題を明確にしている。評価結果は次期の指導計画に反映されている。	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	園児に関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	園児の発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		■取組状況 日誌や指導計画、面談等、統一様式で園児の発達・生活状況を記録している。個別指導計画に基づく教育・保育の実施は記録され確認することができる。記録の差異を防ぐため、園長・主幹が確認し、会議や研修で情報共有を図っている。秘匿性の高い情報は鍵付き保管、その他はシステムやPCで職員間及び保護者と共有する仕組みが整備されている。朝礼、職務会、クラス会議、給食会議が定期的に開催され、情報共有が図られている。	
45	②	園児に関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	園児に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	園児に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	園児に関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、園児の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント		■取組状況 記録の保管・提供等に関する個人情報管理規定と文書管理規定を定めている。不正利用や漏洩防止のため、管理方法や持ち出し禁止、保存方法等を規定し、就業規則に懲罰規定も設けている。個人情報管理責任者は園長である。職員への教育：朝礼会議等で園長が注意喚起し、職員一人ひとりが責任を持って行動するよう教育している。職員は個人情報保護に関する規定を理解し遵守している。入園説明会で重要事項説明書により取り扱いを説明し、利用目的を明確にした同意書を得ている。	

項 目			評価 結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	①	子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。a
判断 基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
	○	2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。
	○	3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
	○	4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
	○	5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。
コメント		■取組状況 権利擁護・虐待防止規定とマニュアルを整備し、会議や研修で職員の理解を図っている。子どもの最善の利益を重視し、自発的活動を保障する方針で、全体・個別計画に基づき保育を実施している。職員は年2回セルフチェックで自身の行為を振り返り、改善を図っている。毎日の受け入れ時や保護者との連携で子どもの変化を察知し、情報共有で早期発見・防止に努めている。児童虐待防止や不適切な保育防止に関する研修を定期的実施している。	

項 目			評価 結果
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	①	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。
判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成している。	
	b	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。	
	c	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえた指導計画を作成していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の園児に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
	○	2	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
	○	3	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
	○	4	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、園児の発達過程、園児と家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
	○	5	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
	○	6	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント		■取組状況 全体計画は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園の方針や目標、園児像等が位置づけられている。「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」に基づき、養護と教育の各領域を考慮して作成している。認定こども園の理念や教育・保育要領、目標を基に作成されている。園児の発達、家庭状況、地域の実態、安全管理、食育、特別支援教育などを考慮して作成されている。園長と主幹が合議で作成し、園内研修等で職員に周知されている。年2回の学校評価で保護者・職員の意見を集約し、各指導計画や行事の評価を通じて、次期計画に反映している。	

項 目				評価 結果	
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開					
A③	①	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。			a
判 断 基 準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。			
	b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。			
	c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。			
	n	わからない、判断できない。			
着 眼 点	○	1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。		
	○	2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。		
	○	3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。		
	○	4	一人ひとりの園児が、くつろいだり、落ち着ける場所がある。		
	○	5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。		
	○	6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。		
コメント		■取組状況 室温・湿度・換気等を適切に管理し、常に快適な状態を維持している。園内外の設備・寝具の衛生管理を徹底している。家具や遊具の素材・配置を工夫し、園児が利用しやすい環境を整えている。一人ひとりがくつろぎ、落ち着ける空間を確保している。食事や睡眠のための心地よい生活空間を確保している。手洗い場・トイレは明るく清潔で、園児が利用しやすいよう工夫されている。			
A④	②	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。			a
判 断 基 準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。			
	b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。			
	c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。			
	n	わからない、判断できない。			
着 眼 点	○	1	園児の発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。		
	○	2	園児が安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。		
	○	3	自分を表現する力が十分でない園児の気持ちをくみとろうとしている。		
	○	4	園児の欲求を受けとめ、園児の気持ちにそって適切に対応している。		
	○	5	園児に分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。		
	○	6	せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。		
コメント		■取組状況 入園前面談や進級時の引き継ぎを通じて園児の集団経験や生活習慣、家庭での状況などを詳細に把握し、教室に入室できない園児には主幹や保育補助が寄り添うなど、一人ひとりの個人差に応じた教育・保育を実践している。園児が安心して気持ちを表現できるよう、職員は不安を受け止め、担任以外の職員も同様に見守っている。言葉での表現が難しい園児には、家庭と連携し、具体的な声かけや帰りの会での表現機会を設けている。園児の欲求に対しては、職員が1対1でゆっくりと話す時間を設けて適切に対応し、園長中心に「○○さん」付けなどの丁寧な言葉遣いを心がけるよう意識付けを行い、週・日案に目的意識を持って支援内容を記載することで、幼児の人権に配慮された言葉使いがされている。今回調査の自己評価で「一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。」について、95%の職員が「a」評価としている。			

項 目

評価
結果

50

A⑤	③	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		a
判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの園児の主体性を尊重している。	
	○	4	一人ひとりの園児の状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように働きかけている。	
コメント		■取組状況 年齢別に5期に区分された基本的な生活習慣年間指導計画に基づき、月・週案に項目を設定し、園児の発達に応じた指導を行っている。職員は「個人差を考慮し、園児の負担とならないよう発達に合わせた援助を計画し、楽しい雰囲気づくりを重視し」、「着脱や排泄は家庭状況を把握し、個々に合わせた手助けで自立を促している」。また、「異年齢との交流から学びを促し、見守りながら失敗も経験として尊重し、できたことを大きく褒めて自信につなげている」など、園児の主体性を大切に支援している。活動と休息のバランスも保たれ、手洗いや箸の持ち方、一日の流れは園児が理解しやすいよう表示している。「一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している」との自己評価には90%の職員が「はい」と回答している。特に、排泄では**「5秒座ってみよう」「次は10秒」と時間を延ばしながら慣れさせ、できたことを褒めて自立を促している**。食事後の歯磨き、片付け、挨拶、話を聞く姿勢なども園児の気持ちを尊重して援助している。運動遊びの見学など、園児の状況に応じた個別の配慮も行われている。		

項 目				評価結果
51	A⑥	④	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
		a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	判断基準	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	○ 1	園児が自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
		○ 2	園児が自発性を発揮できるよう援助している。	
		○ 3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		○ 4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感ずることができるような視点を取り入れている。	
		○ 5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
		○ 6	園児たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		○ 7	園児が一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
		○ 8	園児が様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
	コメント		■取組状況 指導計画に基づき、園児が主体的に活動できる多様な環境を整備している。教室や園庭では季節に応じたコーナー遊びを提供し、園児が自由に遊びを選べるようにしている。園庭や畑では自然との触れ合い(虫取り、収穫など)を促し、身体を動かせる遊具も充実させている。ウサギの飼育を通じた命の教育も行い、5歳児が当番活動を担当している。教室の環境も発達段階や季節に合わせて柔軟に変化させている。園児は好きな遊びを自由に選び、一人でも友達とでも取り組める。外部講師による運動遊びやチャレンジカードを活用した多様な運動体験も提供している。園児間のコミュニケーションを重視し、言葉で気持ちを伝え、友達との遊びが継続するよう保育教諭が支援している。「リミック」で自己表現の楽しさを促し、「みてみてコーナー」では作品展示を通じて創造性を高めている。自己評価では、「園児が主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする」点について、95%の職員が「a」評価としている。	
52	A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	判断基準	n	わからない、判断できない。	
	着眼点	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		3	園児の表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント			

項 目					評価 結果	
53	A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。			
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。			
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。			
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。			
		n	わからない、判断できない。			
	着眼点		1	一人ひとりの園児の状況に応じ、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。		
			2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。		
			3	園児が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。		
			4	園児の自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。		
			5	保育教諭等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。		
			6	様々な年齢の園児や、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。		
			7	一人ひとりの園児の状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。		
	コメント					
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。			a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している			
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。			
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。			
		n	わからない、判断できない。			
	着眼点	○	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。		
		○	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。		
		○	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの園児の個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。		
		○	4	園児の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。		
	コメント		■取組状況 各年齢の発達段階に応じたきめ細やかな保育を実践している。3歳児は、安定した園生活の中で遊びを通じた活動に取り組んでいる。保育教諭は園児の思いに寄り添い、個別の関わりで信頼関係を構築。遊びやすい環境も整備されている。4歳児は、多様な遊びを通し、自分の力を発揮しながら友だちと活動している。「気持ちを言葉で伝える」指導を重点に、保育教諭は園児の気持ちを受容し、表現を促している。5歳児は、集団での遊びを通して協調性を育み、活動をやり遂げることに取り組んでいる。特に、水遊びでは友だちとの協力や発見の喜びを共有。保育教諭は継続的な活動を支援する環境を整えている。園児の育ちは、園だよりやアプリ、保育参観、個人面談を通じて保護者と共有されている。地域や就学先の小学校とも広報誌等で交流し、連携を図っている。			

項 目			評価 結果
55	A⑩	⑧	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
	○	2	障害のある園児の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
	○	3	計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を行っている。
	○	4	園児同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
	○	5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
	○	6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
	○	7	保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
		8	他の保護者に、障害のある園児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。
コメント		■取組状況 建物は平屋で、支援児も活動しやすいよう配慮されている。園児の特性に応じ、保護者の同意を得て個別支援計画を作成し、クラス指導と連携している。計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を実施。園児のペースに合わせ、達成感を育んでいる。園児同士の関わりは会議で共有し、共に成長できるよう配慮している。保護者と密に連携し、個別支援計画に基づき園生活に配慮している。那覇市こども発達支援センターや児童デイ専門機関と連携し、指導・助言を受けている。特例支援コーディネーターを中心に、園内支援委員会で研修を行い、専門性を高めている。 ■改善課題 改善する必要があると支援委員会で課題に挙げている「教室やトイレ、廊下の段差の解消」、及び入園のしおりに「特別支援教育」について追記を期待したい。	

56

項 目				評価 結果
A⑪	⑨	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		a
判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。		
	b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。		
	c	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、園児主体の計画性をもった取組となっている。	
	○	2	在園時間の長い園児が安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも園児が楽しく過ごせるよう配慮している。	
	○	4	年齢の異なる園児が一緒に過ごすことに配慮している。	
	○	5	園児の在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○	6	在園時間の長い園児に配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
	○	7	園児の状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
	○	8	担当の保育教諭等と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
	○	9	1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
コメント		■取組状況 年間指導計画や日課表に基づき、園児主体で生活を進める。教育時間を設定し、環境構成も工夫されている。園児が安心・安全に過ごせるよう、早朝や夕方、土曜保育など、園児の不安感を軽減するため、クラス担任を3人配置し、職員の出勤調整を行っている。また担任以外も園児対応できるよう週案会議等で園児の対応について共有している。保護者と職員間で連絡ノートを活用し、情報を共有している。園庭や延長保育の教室でも園児の好きな遊びや要求に応じた保育を行っている。園児に対して進級前に縦割りクラスを実施し、異年齢交流を促し、進級への安心感が持てるような取り組みがある。延長保育中は、おやつが提供されている。3歳児は午睡を行い、4・5歳児は体調に応じ柔軟に対応し、適切な休息を取れるよう配慮されている。1号認定園児には長期休暇後も同じ教育・保育内容が受けられるよう行事を配慮するなど、すべての園児が楽しく安心して過ごせるよう包括的な取り組みを行っている。		

項 目			評価 結果
57	A⑫	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
	○	2 園児が、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○	3 保護者が、小学校以降の園児の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	○	4 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	○	5 施設長の責任のもとに関係する保育教諭等が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
コメント		■取組状況 小学校との連携は計画的に行われ、「架け橋期のカリキュラム」に基づいた教育・保育を実施している。連携会や交流活動を通じ、園児が小学校生活を具体的にイメージできるよう支援している。親子交通安全教室や交流活動への参加を通して、保護者も小学校生活の様子を把握できる機会を提供している。公開保育後の意見交換等で、保育教諭と小学校教員が連携を図っている。指導要録は園長確認後、小学校へ提出されている。	

項 目

評価
結果

A-2-(3) 健康管理

58

A⑬	①	園児の健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	園児の健康管理を適切に行っている。	
	b	園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	園児の健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	園児の健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。
	○	2	園児の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
	○	3	園児の保健に関する計画を作成している。
	○	4	一人ひとりの園児の健康状態に関する情報を、保育教諭等に周知・共有している。
	○	5	既往症や予防接種の状況など、保護者から園児の健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
	○	6	保護者に対し、園の園児の健康に関する方針や取組を伝えている。
	○	7	保育教諭等に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
		8	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。
コメント		■取組状況 健康管理マニュアルに基づき、入園前面談や家庭からの情報で園児の健康状態や配慮すべき点を把握している。園児の体調不良やケガの場合、保護者へ必ず伝え、職員間で共有している。個別の健康カードに記録し、看護師配置や外部講師との連携で保健計画を作成している。園児の健康に関する情報は、朝礼・週案会議で職員間で周知・共有されている。入園前後や送迎時に保護者から園児の健康に関する必要な情報を常に得よう努めている。予防接種や虫歯、視力低下についても行政からの保健だよりで保護者へ配信している。行政からの保健だよりを通じて、保護者へ健康に関する情報を提供している。園外研修受講後の職員がSIDSに関する知識を周知し、3歳児は午睡チェック表を作成し、睡眠時の窒息死等の事故防止に努めている。改善課題として、保護者への乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する情報提供の期待が挙げられている。園外研修受講後の職員がSIDSに関する知識を周知し、3歳児は午睡チェック表を作成し、睡眠時の窒息死等の事故防止に努めている。 ■改善課題 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する情報提供を期待したい。	

59

A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
	○	2	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。
	○	3	家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
コメント		■取組状況 内科・歯科検診、視力、聴力、尿、ぎょう虫検査の結果を看護師が健康観察カードに記録し、クラス担任や栄養士と共有している。看護師は検査結果を集計分析し、歯磨き指導やフッ素洗口の周知・実施を通じて園児の健康増進を図っている。健康診断や歯科検診の結果は園児に伝え、自身の身体と健康への興味・関心を促している。視力検査結果は健康マニュアルに基づき保護者に通知し、受診を勧めている。	

項 目			評価結果
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	アレルギー疾患のある園児に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。
	○	2	慢性疾患等のある園児に対して、医師の指示のもと、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。
	○	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
	○	4	食事の提供等において、他の園児たちとの相違に配慮している。
	○	5	保育教諭等は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
	○	6	他の園児や保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。
コメント		■取組状況 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に基づき、アレルギー疾患対策マニュアルを整備し、個別の健康カード作成や事前把握で園児の状況に応じた適切な対応を行っている。医師の診断と指示に基づき、保護者からの指示書を確認後、看護師が内容を園長・職員に周知し、適切に対応している。園児の状態変化時は保護者と連携し対応を協議している。給食時の渡すサインの徹底や個別ノートで情報共有を図り、食物アレルギーについては保護者へ詳細に説明している。食物アレルギーの園児は、給食時、他の園児と区別できるようテーブルや食器を分け、名札着用や職員による注意喚起を行っている。アレルギー対応に関する研修を毎年受講し、万一の事態にも対応できる体制を整えている。食物アレルギーについて園のおしらせに記載し、保護者へ周知することで理解を促している。今回調査の自己評価で「アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。」について90%の職員が「a」評価としている。	

項 目				評価 結果
A-2-(4) 食事				
61	A⑩	①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準		a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
		b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
		c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
		n	わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。
		○	2	園児が楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
		○	3	園児の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
		○	4	食器の材質や形などに配慮している。
		○	5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
		○	6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
		○	7	園児が、食について関心を深めるための取組を行っている。
		○	8	園児の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント		■取組状況 「食育」を柱に指導計画を策定し、発達に応じた経験を提供している。友だちや保育教諭と共に、和やかな雰囲気です食事を提供している。園児の発達段階に合わせた適切な食事の援助を行っている。強化磁器を使用し、丁寧な扱いを促している。苦手な献立は無理強いせず、園児自身が食べる量を選べるように配慮している。調理工夫や体験を通し、園児の食への興味を引き出している。食だよりや季節の食に関する情報提供で、園児の食への関心を深めている。お箸の使用等、家庭と連携し、園児の気持ちに合わせた対応を行っている。		
62	A⑪	②	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準		a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
		b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
		c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
		n	わからない、判断できない。	
着眼点		○	1	一人ひとりの園児の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
		○	2	園児の食べる量や好き嫌いなどを把握している。
		○	3	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
		○	4	季節感のある献立となるよう配慮している。
		○	5	地域の食文化や行事食などを取り入れている。
		○	6	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けている。
		○	7	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。
コメント		■取組状況 栄養士は園児の発育・体調、嗜好・残食調査に基づき献立を工夫している。カンファレンスで調理栄養士は、看護師と連携し、園児の食事摂取量や体型を分析。嗜好や残食調査に基づき、柔らかい食材を用いた献立や嗜好傾向を把握している。毎週キッチン会議で調理法を振り返り、園独自の献立や調理法を工夫している。残食調査記録や検食簿を献立・調理の工夫に反映している。栄養士を2名配置し、毎月の献立表に季節や行事食を組み込んでいる。郷土料理(昆布イリチー、沖縄そば、麩チャンプルー、ゴーヤーチャンプルー、ゆし豆腐)や行事食、日本食(チラシ寿司、くずもち、胡麻和え、お浸し)等、食文化の多様性を感じる献立を取り入れている。園児の好きな献立のアンケートを実施し、調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちと食の話をする機会を設けている。衛生管理マニュアルに基づき、調理記録表や水質検査、職員や厨房の衛生管理、献立の保管が実施されている。保健所への献立提出も適切に行われている。		

項 目			評価 結果
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断 基準	a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
	b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着 眼 点	○	1 連絡帳等による日常的なコミュニケーション・情報交換により、家庭との連携を行っている。	
	○	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○	3 様々な機会を活用して、保護者と園児の成長を共有できるよう支援をしている。	
	○	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	○	5 子育てについては、保護者の意思を尊重している。	
	○	6 個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	○	7 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	○	8 相談内容を適切に記録している。	
	○	9 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		■取組状況 送迎時会話で家庭と密に連携し、信頼関係を構築している。参観日や行事を通し、教育・保育の意図を保護者に伝えている。年3回の個人面談や日常の情報共有で、保護者と園児の成長を共有している。個人面談記録は統一様式で、日々情報共有を行っている。子育てについて、家庭の過ごし方に配慮し、保護者の意見を尊重している。宗教・文化等の違いや、休日の相談にも柔軟に対応し、関係機関と連携している。相談は園長・主任へ報告され、必要に応じ面談で対応している。園長・主幹への報告と面談を通じて、保育教諭等が適切に対応できる体制を整えている。	

項 目				評価 結果
A-3-(2)地域の子育て家庭への支援				
64	A⑱	①	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
判断 基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。		
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。		
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着 眼 点	○	1	地域の子育てに関する場所や、情報の提供がされている。	
	○	2	地域の子育て家庭の保護者等からの相談に応じる体制があり、取組を行っている。	
	○	3	認定こども園の特性を生かした子育て家庭への支援を行っている。	
	○	4	相談内容を適切に記録している。	
	○	5	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	○	6	地域の人々との連携により子育て家庭への支援を行っている。	
	○	7	地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関につないで連携している。	
公表用コメン		■取組状況 育児相談、園庭開放、ポスター、パンフレットで地域へ情報提供を行っている。育児相談や園庭開放、園長・主幹への報告体制で相談に対応している。相談は記録様式に基づき適切に記録されている。相談は園長・主幹へ報告され、適切に対応できる体制が整っている。地域自治会掲示板を活用し、3歳児受け入れの情報など子育て支援を促進している。地域の課題に対し、子育て支援センター等関係機関と連携している。		
65	A⑳	②	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
判断 基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。		
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着 眼 点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、園児の心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性がある場合と保育教諭等が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる園児の状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7	マニュアルにもとづく保育教諭等研修を実施している。	
コメント		■取組状況 登園時観察で虐待兆候を見逃さないよう対応している。虐待の可能性があれば、園長・主幹に報告し緊急会議で対応を協議している。精神不調の保護者に声かけや話し合いで精神・生活面を援助している。チェックリストと朝礼での報告で虐待の早期発見と連携の重要性を促している。虐待防止マニュアルに基づき、児童相談所等と連携し対応・通告を行っている。虐待発見時の対応と通告制度を明記したマニュアルを整備している。チェックリストを活用した園内研修で虐待の原因早期発見に努めている。		

項 目

評価
結果

A-3-(3)園児への不適切な関わりの防止等

66

A②①	①	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。		b
判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。		
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない		
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	
	○	2	不適切な関わりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。	
	○	3	会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。	
	○	4	不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。	
		5	不適切な関わり等の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。	
		6	不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
コメント		■取組状況 見守りカメラ設置、不適切事例の周知で防止と職員体制を強化している。事例ポスターで不適切行為を具体的に示し、職員に周知徹底している。朝礼や会議で不適切な関わりがないことを確認している。絵本等を活用し、園児に相手の気持ちを考えること、困った時に伝えることを指導している。 ■改善課題 保護者による不適切な養育についての対応マニュアルを整備しているが、職員に対しては、不適切な関わり防止のマニュアルを整備し職員へ周知するとともに、法人として職員の不適切な関わりがあった場合の対応方法(罰則規程等)について明文化が望まれる。		